

4. 自分にできることは何だろう – ボランティアの種類と役割 –

(1) ペットに関するボランティアの種類

被災ペットの救援等を支援するボランティア活動には、動物に関する専門的知識や技術、資格を必要とする活動と、支援物資の整理や事務処理のサポート等、どなたでも参加できる活動の他、被災地から遠く離れていても、在宅で参加できる活動があります。

ボランティアの種類と活動時期

	状況	飼い主のニーズ	対応するボランティア
初動期	逸走	放浪ペットの保護（回収） 飼い主搜索	個人・動物愛護団体 等
応急期	避難所 在宅避難 自宅飼養	ペットの居場所 緊急の一時預かり 日中の一時預かり 短期・中長期時一時預かり 飼育用品 衛生用品 フード・水 ケージやハウス 毛布やタオル 避難所内での飼養方法のアドバイス 住み分け 動線分離 群飼養 公衆衛生 しつけ クレートトレーニング トリミング・シャンプー 健康相談・治療 譲渡相談 ペットの移動	一時預かりボランティア 個人・動物病院 動物愛護団体保護施設 ペットショップ ペットホテル ペットトリミングサロン 等 物資提供ボランティア 個人・ペット関連企業 等 物資搬送ボランティア 個人・輸送関係企業 等 飼養管理アドバイザー 個人・◆獣医師・◆動物看護師 ◆訓練士・◆インストラクター 等 トリミングボランティア 個人・◆トリマー 等 ◆獣医師・◆動物看護師 譲渡ボランティア 個人・動物愛護団体 等 ペット輸送ボランティア 個人・輸送関係企業 等
	仮設住宅	ペットの居場所 短期・中長期時一時預かり 仮設住宅内での飼養方法のアドバイス 譲渡相談	一時預かりボランティア 飼養管理アドバイザー 譲渡ボランティア
復旧・復興期	復興住宅	譲渡相談	譲渡ボランティア
	全 期	広報（義援金募集・物資募集・支援情報発信・迷子搜索情報・譲渡情報）	

表中の◆印は、資格が必要な活動

(2) 様々なボランティアの役割

放浪ペットの保護（回収）

- 対象** 動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員、獣医師、動物看護師、民間団体など
- 活動時期** 初動期～応急期
- 活動内容** 現地動物救護本部が実施する被災ペットの救援活動への協力。
- 求められるスキル** 被災し興奮状態に陥っている初見の動物を、自分が有する経験と能力で保護できるかどうかを判断するための冷静な視点と判断力が必要。また、動物を事故や怪我なく保護できる技術があること、動物の所有権や住居侵入に係る関連法令を理解し、それを遵守できることが必要になる。

【これまでの災害での事例】

- ・ 県と協定を締結する県内ボランティア団体と連携して、逸走動物の保護管理等を担当した。災害時の協定が結ばれていたため、動物愛護団体の協力が得られたほか、震災直後のために通常は行政がボランティア等と連携を取りながら活動することが難しい状況の中で、動物病院やボランティアが自主的に活動した。（岩手県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 動物の鳴き声ができるからという理由で民家の敷地内に入るなど、正当な理由がないのに人の家や庭に入る、あるいは禁止された場所に入るなどの行為は、住居侵入罪となる場合があるため、制限がある地域や行為等については、しっかりと共有して確認しておく必要がある。
- ・ ボランティアが被災地で見かけた動物を保護して行政機関へ収容を依頼する際に、保護に至った経緯や収容場所の説明がなかったことから、飼い主への返還が困難になったケースがあった。放浪しているペットを保護・収容する際には、保護する者が「保護カード」等を現場に残し、ペットを探しに来る飼い主に、現在の動物の所在がわかるように配慮する。
- ・ 地域によっては、猫が放し飼いで飼育されているため、ボランティアが保護した猫が、必ずしも飼い主とはぐれた被災ペットではないと考えられるケースがあった。災害発生時の被災ペットは、被害の規模や被災対象地域の指定状況に応じた定義、また対応期間の設定などでその取扱いが異なる。「被災したペット」と「被災地以外の動物」を明確に区分し、それぞれへの対応については関係機関で共有して対応を整理しておく。
- ・ 動物を保護するために、立入りが禁止された場所に、



正当な理由なく、また正式な手続を経ず、公務員の指示に反して侵入した場合は、罰金または拘留される可能性が生じる。

- ・放浪していた動物を保護した場合の対応は、都道府県等に引き取りを求める。また、その動物が首輪や鑑札をつけていて、明らかに飼い主がいると思われる場合には、併せて警察署に届ける必要がある。

<関連法規>

- ・災害対策基本法第63条第1項
- ・災害対策基本法第116条2号
- ・軽犯罪法第1条8号
- ・遺失物法第4条第3項
- ・動物愛護管理法第35条第3項

参 考 (公社) 日本獣医師会のガイドラインの記載

一部の動物保護団体は災害発生後のごく早期（フェーズ0期）に被災地にいち早く乗り込み、「無料で預かります」と告知して飼育動物を預かった後、返還になかなか応じなかったり返還の際に経費を請求することがある。また同行避難できずにやむを得ず残された動物を飼い主の同意なく捕獲し、転売することで利益を得ていたことを疑う例もある。

このような保護団体が引き起こす混乱や被害を少なくするために、現地動物救護本部などが保護団体を登録することで安心を担保するような仕組みを早急に作る必要がある。

出典：(公社) 日本獣医師会，2018，災害時動物救護の地域活動ガイドライン

負傷動物の治療と健康管理

対 象 獣医師、動物看護師

活動時期 初動期～応急期

活動内容 現地動物救護本部が実施する被災ペットの救援活動への協力。負傷動物の治療や獣医師の補助、健康管理、動物救護施設での飼養管理など。

求められるスキル 獣医師、動物看護師としての知識、臨床経験等と技術。

【これまでの災害での事例】

- ・ 現地動物救護本部の依頼を受けたボランティア獣医師が避難所を訪問してペットの健康管理・相談を行った。獣医師が直接避難所におもむいたことで、被災者が安心して相談することができた。避難所以後の生活においても担当した獣医師を頼って健康相談等が行われた。(熊本県)
- ・ 獣医師会が避難所においてペットの無料健康相談と診察を行った。(新潟県)

【事例に基づく活動時の注意点】

<獣医療について>

- ・ 獣医療等の活動内容、活動期間、救護活動の実施場所、救護活動の費用負担、費用弁償、損害賠償については、現地動物救護本部の定めた支援内容に従う。
- ・ 支援用医薬品の扱いについては、医薬品医療機器等法（旧薬事法）に抵触しないように留意する。例えば、他の獣医師会などから医薬品そのものを支援物資として送ることは、医薬品医療機器等法（旧薬事法）違反となる場合がある。そのため、被災地獣医師会事務局を診療施設として開設届を提出するなどの申請手続が必要となる。
- ・ 動物看護師等が被災地を巡回する際に支援物資として持参した消化吸収に優れた療法食を、下痢等の症状が出ているペットの飼い主に渡す場合や、緊急的な対応として別のフードを紹介する際は、原則として獣医師の指示を受けるとし、飼い主に対しては、できるだけ速やかに獣医師の診察を受けるように勧める。
- ・ 被災地への訪問診療活動で実施した予防接種や治療等の後に生じた症状や副反応については、施術をした獣医師がすでに立ち去っているために、詳しい経過処置等が不明であるにも関わらず地元獣医師が対応しなくてはならない。獣医療の支援を行う場合には、地元獣医師会や自治体と連携する等、情報共有の対策を講じるほか、飼い主に対してはかかりつけの獣医師への申し送り事項を丁寧にレクチャーする。

<情報の取扱いについて>

- ・ 他県から来た支援獣医師が、自分のブログ等に現地での活動内容を写真入りでアップしたことにより、写真に写っていた犬等の取り扱い状況を見た者などから、その管理状況に関する批判の電話が現地救護本部に複数寄せられた。ボランティア活動を通して知り得た情

報の取扱いについての取決めが必要である。

- ・診療施設においては、被災者（被災動物）支援としての治療と、通常の診療とが混在するため、通常の診療であったにも関わらず、「被災者に対して有償で診療を行った」と曲解した第三者が、病院名や固有名詞を出して、批判のコメントをSNS上にあげた例がある。被災地では、地域の全域が被害に遭っているわけではなく、通常の生活も行われることから、通常の診療に際して費用が生じるのは当然であり、被災した飼い主への支援として無料にするかどうかは、個別の状況により獣医師が判断するものである。詳細な事情が分からない場合や事実確認ができていない事柄をインターネット上に上げることは、混乱を招くだけなので、誹謗中傷を受けそうな話題を提供するような行動は控える。

<関連法規>

- ・医薬品医療機器等法（旧薬事法）
- ・獣医師法



獣医師による被災ペットの健康管理
(福島県三春シェルター)

飼養相談

- 対象** 動物愛護管理担当職員、動物愛護推進員、獣医師、動物看護師、トレーナー、インストラクターなど
- 活動時期** 初動期～復旧・復興期
- 活動内容** 避難所から仮設住宅、復興住宅まで、それぞれの時期において必要となるペットの適正飼養管理や飼養環境をサポートする。
- 求められるスキル** 動物種ごとの生理生態等の専門知識、災害時のストレス状況や飼養環境の問題が判断できる知見、被災時に避難所という状況下で飼い主がとれる対策に関してアドバイスができる能力。

【これまでの災害での事例】

- ・ 仮設住宅入居時の飼養相談と、仮設住宅における飼い主の会の立ち上げ支援を行った。ボランティアが動物救援に関する支援経験が豊富であったため、被災者に寄り添い自立に向けた支援が継続的に行えた。(熊本県)
- ・ 県と協定を締結した県内の動物愛護団体が、避難所等での適正飼養の指導等を担当した。県の災害時動物救護本部が立ち上がり、救援活動が本格化してからは、発災後にボランティア等が自主的に活動していた内容（避難所の動物飼養状況、避難者のニーズの聞き取り、被災者からの相談等）を報告し、保健所の職員がそれらを参考にして避難所に向かう等、活動が効率的に進んだ。(岩手県)
- ・ 動物愛護協会は避難所におけるペットの飼養相談を、獣医師会は避難所におけるペットの健康相談（無料診察）を行った。(新潟県)



【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 降雪期に被災地の支援に入ったボランティアが、雪の中で犬を係留飼養していることに対して飼い主を批判し、所有権放棄を勧めて譲渡してしまった。
犬は成犬で、その地域における一般的な方法で飼養されており、飼い主は犬小屋周辺の雪をかまくら状にして降雪に対応していたが、飼い主は、唐突に飼養方法を責められたことに戸惑い、所有権を放棄してしまった。
また、農村地域に住んでいた飼い主が、猫を室内外への出入りが自由な状況で飼養し、複数の猫を自宅に残していることに対して救護活動に入ったボランティアから批判された。
その地域では昔から猫は室内外への出入りが自由な状況で飼養していたため、飼い主は唐

突に責められたことから、外部からの来訪者と言葉を交わすのが怖くなった。動物の飼養方法には地域性があり、適切に飼養されているかどうかは、それまでの飼養方法や、当該動物の健康状態等で判断しなければならない。飼養方法に関して改善が必要な場合は、飼い主が納得できる説明を行い、飼い主自身が飼い方を変えていくことが必要になる。

被災自治体や被災地の現地動物救護本部がボランティアを募集して活動を依頼する際には、事前説明会を開催して地域の実情を十分に説明し、参加者に理解を求めるとともに、何気ない発言や情報の発信が二次被害を引き起こすこと等についても認識してもらうことが必要となる。



避難所でのペット健康相談会
(写真提供：福島県獣医師会)



仮設住宅でのペット飼養相談会
(写真提供：熊本県)

しつけ

対 象 トレーナー、インストラクター、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員、獣医師、動物看護師など

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 避難所や仮設住宅、シェルター等の保護施設等でのしつけや動物の取り扱いのアドバイス。災害発生時の避難所や保護施設では動物をケージやクレートに入れることが多いため、これまでハウストレーニングをしたことのなかった飼い主に、ケージに動物をストレスなく入れる方法を伝えるなど、ハウストレーニングを補助する。

求められるスキル 避難所や仮設住宅、シェルター等の保護施設等での飼養管理に必要な最低限のしつけについて適切にアドバイスできること。そのためには、しつけや行動学に関する専門的な知識や飼い主とのコミュニケーション能力が必要になる。これまでにトレーニングやしつけを受けてこなかった動物の性質や行動特性を見極める能力や、その動物に適した、できるだけストレスがかからないトレーニング方法を提案できる能力が必要となる。

【これまでの災害での事例】

- ・保健所で自己申請に基づくボランティアの申込みを受け付け、獣医系の大学2校がしつけを含む譲渡先探しのボランティアに従事した。(郡山市)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・様々な手法によるトレーニング方法があるが、初心者や高齢者に対しても、解りやすく実行しやすい方法をアドバイスできることが必要である。
- ・動物の状態にもよるが、体罰を行わず、一般の飼い主にもできる手段をアドバイスできることが必要である。
- ・動物ボランティアは動物好きのために往々にして自分の能力を過信して物事を考えがちである。警戒心が強い犬に対し、その犬を担当するスタッフを限定するという指示があったにも関わらず、しつけを試みたボランティアが咬まれる事故が生じた例がある。また、人見知り強く人馴れしていない猫に、接触を制限する注意があったにも関わらず、ボランティアが接触を試み、咬まれる事故が生じた。被災により神経質になっている動物に対して、飼い主に代わってしつけを行う場合には、動物を事故や怪我がなくコントロールできる技術が重要であることを十分に理解する必要がある。また、万が一に備えてボランティア保険の加入を勧めたり、ボランティアの活動に制限事項を設けることを検討する。

トリミング

対象 トリマー、グルーマー

活動時期 初動期～復旧・復興期

活動内容 被災地や避難所、仮設住宅等での動物のトリミングやシャンプー、手入れ方法のアドバイス等の支援。避難所内での動物の臭いや抜け毛への苦情対策として、衛生管理の一端を担う。

トリミング、グルーミングを通じて動物の健康管理を行う。

求められるスキル トリミング技術。衛生管理に必要な用品の知識。急激な環境の変化などの平時の状態とは異なる環境における動物の取扱い技術がある。

【これまでの災害での事例】

- ・トリミングが被災ペットのQOL (Quality Of Life) の向上に繋がったほか、学校ぐるみ、会社ぐるみでボランティア活動に取り組んでくれる支援者(理解者)を得ることができた。(福島県)
- ・平常時から連携のある動物愛護団体に依頼し団体会員を収集したほか、動物管理センターや動物愛護団体に直接、電話や郵便、メールでボランティア活動を依頼した。参加希望があった場合には、平常時から連携のある動物愛護団体の会員になってもらい、保険加入や役割等に関しては当該団体のルールによることとした。被災動物の散歩やしつけ、シャンプー・ブラッシング等に延べ790名のボランティアが従事した。(仙台市)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・初期段階では、停電や断水中の衛生管理の方法をアドバイスできることが重要である。
- ・学生ボランティアが自ら望んで、収容している被災ペットのシャンプーを申し出たため、施設管理者の立ち会いの下でシャンプーをしていたところ、注意を聞かずに当該ペットが嫌がる部位に触れてしまったため、結果として顔を数針縫うほどの咬傷事故が発生したケースがある。被災により神経質になっている動物に対するボランティアには、動物も人も事故や怪我なく施術できる技術が必要となる。また、万が一に備えてボランティア保険の加入を勧め、ボランティアの活動には制限事項を設けることを検討する。



写真提供：福島県

輸送

- 対象** 民間団体、一般ボランティア、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員
- 活動時期** 初動期～復旧・復興期
- 活動内容** 避難所や現地動物救護施設等での支援物資の整理や輸送の協力などを行う。被災動物の移動を行う。
- 求められるスキル** 悪路での運転技術と輸送に用いる車両の取扱い。輸送時の動物の取扱い。

【これまでの災害での事例】

- ・県は協定を締結するボランティア団体と連携して支援物資を配布した。また、ペット関係の専門学校は、災害発生初期の物資の保管等を行った。(岩手県)
- ・県にボランティアの希望が寄せられた場合には(公社)日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。支援物資の運搬は延べ18人に依頼した。(栃木県)
- ・当時の緊急災害時動物救援本部から、ボランティアの手により餌やケージが届けられ、緊急かつ応急的な動物収容施設を整備することができた。(福島県)
- ・ペットの輸送に精通している動物専門学校の学生ボランティア等の協力により、満床となった応急施設から、新たな施設にペットを安全に運ぶことができた。(福島県)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・輸送にかかるガソリン代、高速料金、車両やタイヤの消耗などの費用に関しては事前に依頼者とよく協議する。



動物の移送 (写真提供：福島県)

一時預かり

- 対象** 民間団体、一般ボランティア、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員
- 活動時期** 初動期～復旧・復興期
- 活動内容** 避難中でペットの飼養が困難になった飼い主から一次預かりの依頼があった場合や、避難所や現地動物救護施設等で受入れが困難な場合に、自宅等で一時的な飼養に協力する。
- 求められるスキル** 預かる動物種別の十分な飼養経験や知識（逸走防止対策、咬傷事故防止、飼養管理、健康管理、衛生管理など）。預かり動物に対する責任感と飼養や治療などにかかる経費負担ができる経済力。

【これまでの災害での事例】

- ・（一社）九州動物福祉協会が、一時預かり施設として「熊本地震ペット救援センター」を開設し、九州地区獣医師会連合会の獣医師が健康管理を含む動物診療を行いながら、長期的な一時預かりを行った。（熊本県）
- ・県と協定を締結する県内ボランティア団体と連携して、飼い主からの動物の一時預かりを担当した。（岩手県）
- ・飼い主からのペットの長期間の預かりの依頼については、県内の動物愛護団体等に説明会を開催して協力を依頼した。協力団体は5団体と1企業で、行政があらかじめ各団体の受入れ可能頭数を把握し、行政に保護の依頼があった場合には、依頼者に依頼期間等を聞き取り、行政から各団体へ依頼する手順とした。（青森県）
- ・ボランティアについては、動物愛護推進員に協力を要請して協力が可能な者を募り、一時預かりの人員として10名の個人と1団体を確保した。実際には一時預かり依頼が1件だけであったことから、ボランティアへの依頼は行っていない。（茨城県）
- ・県にボランティアの希望が寄せられた場合には（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。一次預かりは延べ67人に依頼した。なお、一時預かりボランティアの希望者は多数いたが、実際にマッチングをすると、すでに犬を飼っており、場所の問題で預かりができない事例もあった。（栃木県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・地元獣医師会又は他県の獣医師会が一時預かりを行ったが、活動の原資が少なく枯渇していく中で、獣医師会に負担費用が発生して苦慮した事例もあることから、一時預かりを行う期間や、引き取りの期限、一時預かりの間にかかる飼養費用などについて、事前に依頼者とよく協議する。
- ・放浪していた動物を保護した場合、保護した場所の都道府県等や警察に届ける必要がある。しかし、大規模災害により都道府県等や警察で対応できないなどの事情から、ただちにこ

の手順が踏めず、放浪動物を一時的に預かりボランティアの自宅や施設で預かることになった場合には、保護動物の情報（特徴、いつどこで保護し、どこで預かっている）を記録しておき、できるだけ早く自治体と警察に届ける。

<関連法規>

- ・遺失物法第4条第3項
- ・動物愛護管理法第35条第3項



避難所に設置した一次預かり施設（益城町）

譲渡対応

対象 民間団体、地方獣医師会、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 災害による避難生活の長期化、経済力の低下、家族の死亡など様々な状況の変化により、ペットの飼養を継続できなくなった飼い主を支援する目的で、新しい飼い主探しに協力する。被災地で放浪していたペットの飼い主が見つからなかった場合に、一定期間を経てから新しい飼い主を探して譲渡する。

求められるスキル 飼い主がいて所有権放棄をする場合には、譲渡対象の動物の情報やこれまでの飼養環境などをヒアリングし、譲渡適正を見極めることができる能力や経験が必要になる。また新しい飼い主に対しては、対象の動物が飼養できるかどうかの諸条件を、ヒアリングで判断することができる能力が必要になる。
飼い主がいない動物については、過去の飼養環境や動物の性質、既往症や健康状態などが不明なことから、動物を観察することで性質の見極めができる能力や、経験、また既往症や感染症を確認するための経済力が必要となる。

【これまでの災害での事例】

- ・ ボランティアについては、自己申請に基づき保健所で申込みを受付け、2校の獣医系大学がしつけを含む譲渡先探しのボランティアに従事した。(郡山市)
- ・ 動物管理センターの飼育ボランティアを動物愛護団体が行っていたため、譲渡対応を行うことがあった。(熊本県)

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 保護収容時点で既に慢性疾患等を有している被災ペットが譲渡対象となっていることや、元々の飼い主の飼い方に対する批判が被災地の現地動物救護本部に多数寄せられ、対応に苦慮した。被災自治体や現地動物救護本部は、被災ペットの譲渡についての理解が得られるように、その方針等を公表して十分に説明できるように検討しておく必要がある。
- ・ 飼い主の不明な動物の譲渡時には、元の飼い主の有無が判明するまでに相当の時間を要することから、譲渡する際に交わす覚書や誓約書類に、本来の飼い主が見つかった場合の動物の返還に関する一文を加えて対応する。
- ・ 放浪動物を保護した場合、平常時では遺失物法を参考にして3ヶ月の間を経る、あるいは動物愛護センターなどに保管された後では一定期間を経て飼い主が見つからない場合は、新しい飼い主を探して譲渡されることもある。しかし、大規模災害の発生時には、飼い主が犬を探すことが困難であることが想定されるため、平常時よりも長い期間に保管するか、または譲渡する際にかわす誓約書などで、飼い主が見つかった場合には飼い主への返還を了承する旨の文言を追加するなどの対応が必要である。
- ・ 飼養施設を設置して、営利を目的とせず10頭以上の犬や猫の取扱い（譲渡等）を行う場

合は、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をすることが必要である。万が一、届出をせずに活動をした場合は罰金に該当するので必ず届け出をする。

<関連法規>

- ・ 動物愛護管理法第24条の2の2
- ・ 動物愛護管理法施行規則第10条の5第2項
- ・ 動物愛護管理法第47条1号



宮古地区被災動物譲渡会（写真提供：岩手県）

シェルターでの飼養管理

対象 民間団体、地方獣医師会、動物看護師、動物愛護推進員、動物愛護管理担当職員、一般ボランティア

活動時期 応急期～復旧・復興期

活動内容 現地動物救護本部が現地動物救護施設を設置した場合の飼養管理をサポートする。シェルターは大きく次の3つの部門に分かれる。①シェルター運営管理、②飼養管理、③健康管理（獣医療）

求められるスキルや資格

①シェルター運営に必要なスキル

施設運営管理能力

物資・会計・個人情報

雇用

ボランティア募集

飼い主対応

譲渡対応

外部対応

取材・見学対応

広報

本部・地元自治体との連絡調整他

②飼養管理に必要なスキル

飼養管理能力

ボランティア作業指示管理

施設管理

物資管理

飼い主対応

譲渡対応

外部（取材・見学）対応

他部門連携他

③獣医療に必要な免許やスキル

獣医師免許・動物看護師資格

健康管理

衛生管理

疾病治療

疾病予防

保護カルテ作成

飼養管理指導

繁殖制限処置

薬剤等物資の管理他

【これまでの災害での事例】

- ・ 県にボランティアの希望が寄せられた場合には（公社）日本愛玩動物協会栃木県支部が集約することとし、同支部からボランティア希望者に連絡をとる体制で受け入れを行った。シェルター等の飼養管理は延べ28人に依頼した。（栃木県）
- ・ シェルター等の動物管理の補助を行うボランティアをホームページで募集し、県動物救護本部事務局が窓口となって参加を受け付けた。ボランティアの管理は県庁（食品生活衛生課）またはシェルターの事務スタッフが行った。（福島県）
- ・ 被災動物保護センターでボランティアを募集し、登録人数で88名、延べ1,622名が従事した。ボランティアの受け入れにあたっては、各自がボランティア保険に加入したうえで、登録簿に記入する手順とした。また、登録時には、活動可能日と時間を記入してもらい、ローテーション表を作成した上で、1日あたり10名程に調整し、給餌給水、ケージの清掃、消毒、散歩等、犬の世話一般と施設の環境整備などに従事した。ボランティアが作業を習得するまでは毎朝作業前に打合せを行い作業の進行管理を行い、ボランティア数が十分確保できない日に備え、隣地にドッグランを準備して散歩等の省力化を図るなどの工夫をした。（宮城県）

【事例に基づく活動時の注意点】

- ・ 経験のあるボランティアが、自分の理想や他所での過去のボランティア経験に基づいて現地のやり方を変える等、対応に苦慮するケースもあった。現地動物救護本部が一定のルールを定め、ボランティアの参加者にしっかりと説明した上で、それを守ってもらう必要がある。
- ・ 飼育管理ボランティアが、不適正飼育管理をしているとSNSで発信し、全国から誹謗中傷が寄せられた。ボランティア規範の整備や登録制を事前に検討しておく必要がある。
- ・ 動物を保護するために施設を設置して、営利を目的とせず継続的に多数の動物を飼養（犬猫等を10頭以上取り扱う）する場合は、都道府県知事に対して第二種動物取扱業の届出をすることが必要になる。万が一、届出をせずに活動をした場合は罰金に該当するので必ず届け出をする。
- ・ その施設を設置した土地に動物の排泄物を埋めたり流したりして処分し、その結果、土壌が汚染された場合には、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**違反（不法投棄）に該当する可能性が生じ、土地の所有者に対し損害賠償責任が生じる可能性もある。

<関連法規>

- ・ 動物愛護管理法第24条の2の2
- ・ 動物愛護管理法施行規則第10条の5
- ・ 動物愛護管理法施行規則第10条の6
- ・ 動物愛護管理法第47条1号
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律



シェルターでのボランティアの活動（福島県三春シェルター）

広報（義援金募集・物資募集・支援情報・迷子・譲渡）

対 象 民間団体、地方獣医師会、一般ボランティア

活動時期 初動期～復旧・復興期

活動内容 避難所や現地動物救護施設等での支援物資の募集、情報収集、譲渡活動等についての情報の発信・収集などを行う。

求められるスキル インターネットの操作や広報に関する経験や知識の他、情報を収集した上で整理し、緊急対応が必要な支援など優先順位がつけられる分析力が必要。情報発信の方法もインターネットに頼らず、あらゆる世代や障がい者にもまんべんなく情報が届けられる工夫ができることが必要。正しい情報と誤った情報の振り分けができることや、誤解が生じない言葉で伝える国語力（コミュニケーション能力）や、防災・避難対策に関する知識を有していることも大切なスキルになる。

【これまでの災害での事例】

- ・県動物救護本部では、義援金募集の広告の他に、PRを兼ねた募金箱の飾りをウェブサイト上で提供した。また、被災地の障がい者支援施設と提携し、障がい者支援施設で作成されたチャリティー缶バッチを販売し、売り上げは障がい者施設の支援と被災動物の飼養に係る費用の双方に充当することとした。（福島県）



【事例に基づく活動時の注意点】

- ・熊本地震の際に「同行避難」という言葉の定義が正しく理解されていなかったために、避難所内の建物への動物の立入りを禁止する意図で出された指示が「この避難所は、ペット同行避難はできない」と曲解されてツイッターで拡散してしまい、「避難所に行ってはいけない」という誤解が生じた。言葉の定義が必ずしも正しく伝わっていないことを知って

おく必要がある。

- ・高齢者には、インターネット上に上がっている支援情報や動物の保護情報が届かないため、紙で配布するか掲示してほしいという要望が避難所内で生じた。対策として避難所内にペット関連掲示板を設置し、ペットの飼養者が一日1回はその掲示板を確認するルールを提案した。また、高齢者やインターネットを使用しない方向けに、動物の保護情報をまとめ、冊子として自治体の窓口や避難所を通じて配布した。
- ・義援金の使途に関しては、日々ホームページで報告するとともに、活動の終了時には収支を報告書としてまとめ、社会に向けて公開した。